

令和5年9月（第9回）

## 益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

## 益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年9月11日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

3. 出席委員（13名）

1番	井川 寿範（筆頭代理）	2番	農 政憲（次席代理）
3番	坂上 孝司	4番	里見 勝則
5番	北野 洋一	6番	松本 功
7番	西村 誠志	8番	守江 勉
9番	宮本 一義	11番	下山 和之
12番	吉村 武幸	13番	吉田 一浩
14番	松本 三千輝（会長）		

4. 欠席委員（1名）

10番 富永 芳弘

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員について  
日程第2 報告第1号 市街化区域内的の農地転用届出について  
日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について  
日程第4 報告第3号 許可不要転用届について  
日程第5 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について  
日程第6 議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について  
日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について  
日程第8 議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について  
日程第9 議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて  
日程第10 令和5年 第10回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松本 浩治	主 査	井 敦子
主 事	上村 洸二		

## 7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和5年第9回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、10番富永芳弘委員より欠席の連絡がっております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いをしたいと思います。

松本会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

2番農政憲委員、12番吉村武幸委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

賃借権設定の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

賃借権設定の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

賃貸借の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、使用貸借の部が2件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。  
次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利  
移動の許可申請について議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。  
番号1番につきましては、3番坂上孝司委員に調査をいただいております。  
補足説明をお願いします。

(3番委員)

調査報告いたします。

9月4日に堀部推進委員、岡本推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、  
トラクター・耕うん機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は甘藷、露地野菜、じゃがいも、柿、梅で、申請地には  
甘藷を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数30年、年間180日、妻が  
経験年数11年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、5,840㎡ですので、問題ないと思いま  
す。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等  
にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を  
よろしくお願いたします。

(議長)

只今、番号1番について、坂上孝司委員より補足説明をいただきました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

#### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、5番北野洋一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(5番委員)

調査報告いたします。

9月3日に石川推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・耕うん機・田植機・コンバインを所有しており問題ありません。  
主に生産される作物は水稻、大豆、露地野菜で、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数18年、年間200日、妻が経験年数12年、年間150日、母が経験年数35年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、13,564㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたが、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしく願いいたします。

(議長)

只今、番号2番について、北野洋一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているのので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、12番吉村武幸委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(12番委員)

調査報告いたします。

9月2日に坂野推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・耕うん機・甘藷掘り取り機・パワーショベル・フォークリフト・田植機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は甘藷、大根で、申請地には甘藷を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数35年、年間240日、夫が経験年数40年、年間240日、夫の父が経験年数70年、年間240日、夫の母が経験年数70年、年間240日、長女の夫が経験年数7年、年間240日、次女の夫が経験年数1年、年間240日となっております。

取得後の農地の面積については、112,417㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、元々近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号3番について、吉村武幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

《番号1番については申請取り下げ》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部 番号2番につきましては、私が調査をしておりますので、補足説明を行います。

(14番委員)

9月4日に赤星推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、譲受人が代表を務める法人の資材置場及び駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、特定土地改良事業の対象となった第1種農地ですが、集落に接続しており、他に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。



周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。  
以上です。  
委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について、補足説明を行いました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退席をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

番号3番につきましては、3番坂上孝司委員に調査をいただいております。  
補足説明をお願いいたします。

(3番委員)

9月4日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が建売住宅10棟を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。  
申請地の開発許可の見込みもあります。  
規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。  
周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。  
以上です。  
委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号3番について、坂上孝司委員より補足説明をいただきました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。  
関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、転用のための所有権移転の部 番号4番及び転用のための地上権設定の部 番号1番につきましては、関連しておりますので、6番松本功委員に併せて調査をいただいております。  
補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

9月6日に松本会長、福嶋推進委員、事務局と共に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が太陽光発電設備を整備する案件でございます。  
転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

地上権設定の土地1筆に抵当権が設定されておりますが、抵当権者より同意書の添付がされております。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

経済産業省による事業認可及び九州電力との接続契約についても確認できております。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、転用のための所有権移転の部 番号4番及び転用のための地上権設定の部 番号1番について、松本功委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

(1番委員)

調整池による処理となっておりますが、処理はできそうですか。また、浸透柵の大きさは、どのくらいでしょうか。

(6番委員)

浸透柵の大きさは確認しておりませんが、調整池については、地区の説明会の際に、地区からもしっかり対応してもらうよう要望を伝え、申請者である業者からは、落ち葉対策等を施し問題が起きないように対処する旨の説明がっております。

(2番委員)

土地改良区とも協議が行われていますか。

(6番委員)

協議されていることを確認済みです。

(議長)

他にご意見、ご質問はありませんか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

#### 《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件をご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部 番号1番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

#### 《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号1番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部 番号6番につきましても、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号6番についてご審議をお願いいたします。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思えます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(事務局)

本件につきましては、産業振興課農政係より説明がございました。

(農政係)

《農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を説明》

(議長)

ただいま、議案第4号につきましてご説明いただきました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

本案は審議された内容の意見を附して町長に回答することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて議案といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

本件についてのご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 令和5年第10回委員会の日時について申し上げます。

次回は10月10日、午後2時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月11日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員